業債第45号(例) 2022年10月20日

国債元利金支払取扱店 御中

日本銀行業務局

「国債元利金支払取扱店事務取扱手続(在日外国銀行等用)」 の一部改正等に関する件

国債元利金支払取扱店と日本銀行との間で授受している書面の一部について、日本銀行業務オンライン(以下「業務オンライン」といいます。)による授受に移行すること(「「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の一部改正に関する件」(2022年10月18日付日銀業第439号))に伴い、標記規程(平成5年12月17日付業債第10号別冊)の一部を別紙1のとおり改正し、2022年11月1日から実施するとともに、別紙2のとおり経過措置を講ずることとしましたので、通知します。

本件改正に伴う、事務取扱上の留意点は次のとおりです。

1. 書式の掲載替えについて

次の書式の大きさ等を変更のうえ、改正後の書式を、日本銀行ホームページ (「業務上の事務連絡」―「代理店等関連」―「代理店等関連規程」)の「国債 事務関連の書式ファイル集」に掲載します。2022年11月1日以降に当該 書式を提出する場合には、更新後の「国債事務関連の書式ファイル集」をご利 用ください。

- ①国債元利金受払報告表·同(控)
- ②国債利子内訳表
- ③支払済領収証書送付内訳表(登録国債分)・同原符・同受領書
- ④国債元利支払金領収証書

2. 手形交換所に提出していた書面の提出方法等について

これまで、元利金の支払が発生した際に、手形交換決済の方法により、弊行と当該元利金の決済を行うため、原則として手形交換所へ持出すこととなっ

ていた国債元利金受払報告表および国債元利支払金領収証書について、電子 交換所による交換決済開始後は、業務オンラインでご提出していただき、直 接決済の方法により支払金の決済を行うこととなります。

なお、業務オンラインによる授受への移行に伴う、当座勘定・準備預り金・担保・外国中央銀行等の預り金・国債関係事務等にかかる共通的な留意事項は次のとおりです。

1. 全般的な規程改正方針について

業務オンラインによる授受対象書面は、「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」(2022年8月4日付日銀業第329号別紙)により一元的に定める扱いとしています。このため、各事務取扱規程については、主として、現行の授受手段が明記されている場合には当該記載を削る等の、必要最小限の改正を行うこととし、授受手段を業務オンラインに改める改正は行っておりません。

ただし、現行の規定内容や業務オンラインによる授受への移行後の事務取扱等を踏まえ、該当規程において、取扱いを明確にすることが望ましいと考えられる場合には、業務オンラインにより授受することを明記する改正を行っています。

2. 業務オンラインにより授受する書面の押印等について

「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の表1に 定める書面のうち、現行押印(署名を含みます。以下同じです。)を要する書 面については、業務オンラインによる授受への移行後、書面への押印を不要 とします(日本銀行が特に指示する場合を除きます。)。また、業務オンライ ンにより提出された書面は、代表者または代表者から権限を付与された者(以 下「代表者等」といいます。)から提出されたものとして取扱うため、代表者 等の役職名および氏名の記載についても原則不要とします。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111 (代表)

・改正内容に関するもの 阿部 (内線:6095)、市川 (内線:3350)

・上記以外 髙木(内線:6059)、佐藤(内線:6061)

中山(内線:6106)

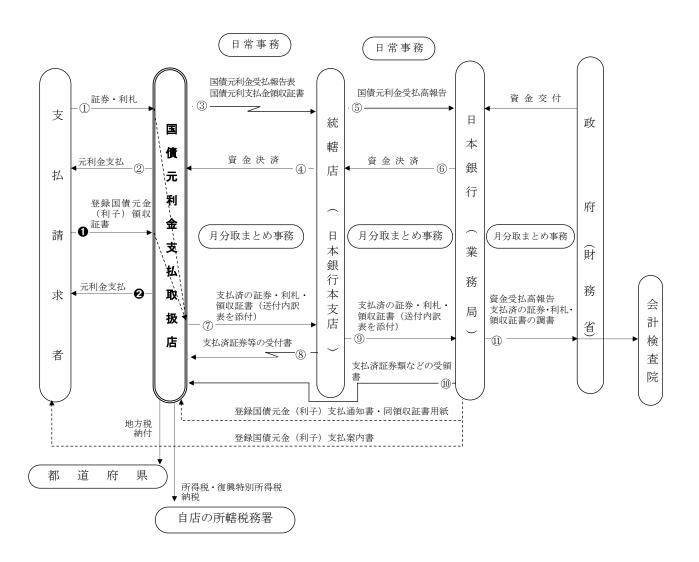
「国債元利金支払取扱店事務取扱手続 (在日外国銀行等用)」中一部改正

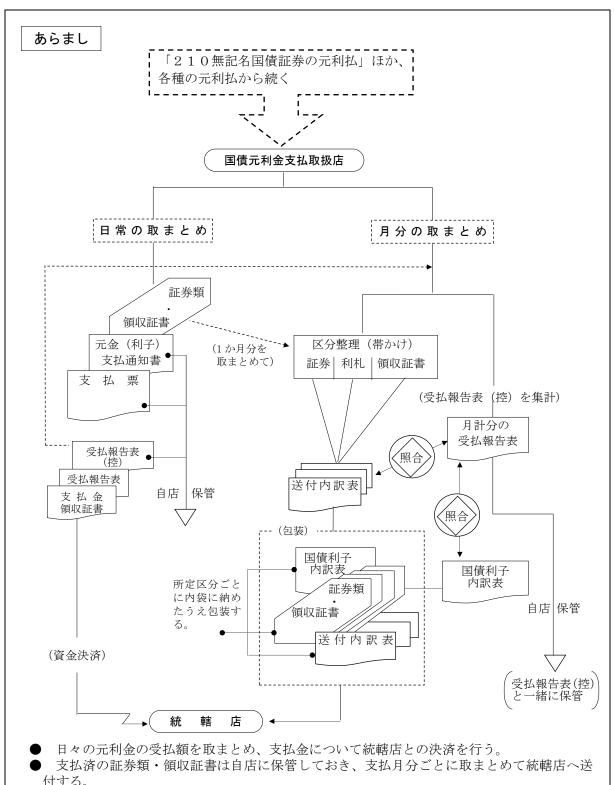
○ 第1編の仕切紙中「店印の使用、」を削る。

○ 130中「400 (A5)」を「400 (A4)」に、「401 (A5)」を「401 (A 4)」に、「384 (A5)」を「384 (A4)」に改める。 ○ 200の元利払の資金と支払済証券類等の流れを次のとおり改める(全面改正)。

元利払の資金と支払済証券類等の流れ

国債元利金支払取扱店における元利払の事務取扱は、以下に規定されているように、その国債が現物債か登録債かによって異なるが、いずれの場合も元利払の資金と支払済証券類等の流れは、おおむね次のとおり。





付する。

- 251① (記載例を除く。) を横線のとおり改める。
 - 告表の作成
- ①国債元利金受払報 国債元利金支払票・登録国債元金(または利子)支払通知書 などにより、支払月分ごとに、日々の元利金の受払額を集計し、 受払報告表を2通作成する。

以下略(不変)

○ 251①の 受払報告表の記載例 を横線のとおり改める。

受払報告表の記載例 — ー 般 例

【設例】次の元利金の支払があったとき∫略 (不変)

			1	
② 国債	元利金受	払報告	表	
(日 付)	(店 名)			
<u>284</u> . <u>111</u> . <u>2021</u> ○○銀行○○支店			85年 (6年)	001
<u>(1011</u> 月支払分)			支払股支	
④ 受	摘	要	<u> </u>	l
H	② 元	金	200, 000] @
	🛈 買上代金(国債名称)		
] `
	⊘ 利	子	5, 000	
	≙ (Ø+©-	計	205, 000]

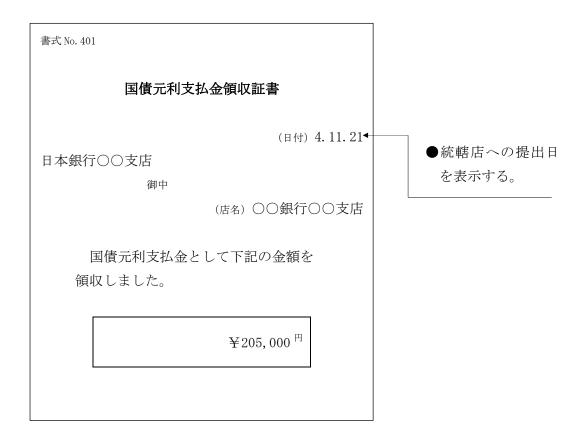
① 作成の区分・通数

支払月分ごとに、それぞれ2通作成。 <u>うち1通(手形交換所決済の方法による</u> ときは店印を押す。)は統轄店へ<u>日本銀</u> 行業務オンラインにより送付しのうえ、 1通は「控」を自店に保管(保管期間1 年)する。

* 日本銀行ホームページに掲載されている受払報告表を使用する場合には、当該受払報告表は、本書と控が一つのファイルとなっているが、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより送付する。

∬略(不変) ∫ ○ 251③イ、の 支払金領収証書の記載例 を次のとおり改める (全面改正)。

支払金領収証書の記載例



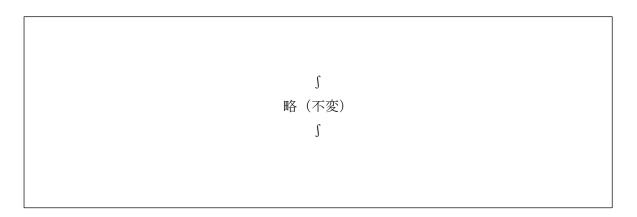
- 251③口、を横線のとおり改める。
 - 口、決済
- 統轄店との支払金の決済は、原則として手形交換所経由(代理交換を含む。)の方法によるが、次のようなときは直接決済 次の方法による。
 - * 略(不変)
 - 分 手形交換決済の方法がとれないとき
 - □ 大口の元利払などにより支払額が歳入金等の受入額を超過したため至急資金が必要なとき
 - ② 誤払補正のため受払報告表の受欄合計額が払欄合計額を超 えるとき
- 手形交換決済の方法によるとき
 - 支払金領収証書に受払報告表を添えて手形交換所へ持出 す。なお、どちらにも店印を押す。
- 直接決済の方法によるとき
 - 上記②・②のときは、統轄店へ電話連絡のうえ、支払金領収 証書におよび受払報告表を添えて統轄店へ<u>日本銀行業務オン</u> ラインにより提出し、自行当座勘定へ振込みを受ける。
 - * 受払報告表は、本書と控が一つのファイルとなっているが、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより提出する。
 - <u>上記○の</u>誤払補正のため受払報告表の受欄合計額が払欄合 計額を超えるときは、<u>統轄店へ電話連絡のうえ、</u>差額相当額の 統轄店あて当座小切手(日銀チェック)または現金におよび 受 払報告表を添えてに提出し、統轄店に払込む。
 - * 受払報告表の補正は、④のとおり取扱う。
- 受払報告表の受欄合計額と払欄合計額が同一金額のときは、<u>統轄店へ電話連絡のうえ、</u>受払報告表だけを統轄店へ<u>日</u>本銀行業務オンラインにより提出する。

○ 251④を横線のとおり改める。

- ④受払報告表の補正 │○ 統轄店へ提出した受払報告表の支払月・摘要項目・受払額に 誤りがあったときは、次の受払報告表をそれぞれ2通作成する。
 - <u>統轄店へ電話連絡のうえ、</u>受払報告表2通のうち、1通はを 日本銀行業務オンラインにより統轄店へ提出し、1通は「控」 としてを自店に保管(保管期間1年)する。
 - * 日本銀行ホームページに掲載されている受払報告表を使用する場 合には、当該受払報告表は、本書と控が一つのファイルとなっている が、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより提出する。
 - * 略(不変)
 - * 補正を行うときは、事前に統轄店(本店管下国債元利金支払取扱店 は業務局国債業務グループ)へ適宜の方法により連絡のうえ手続を 進めるのがよい。

○ 252④の 送付内訳表の記載例2 中「業務局(統轄店経由)から送付を受けた」 を「業務局から送付を受けた」に改める。 ○ 252④の 支払済証券類受領書の例示 を横線のとおり改める。

支払済証券類受領書の例示



- 本受領書中「日本銀行業務局(統轄店経由)」とあるのは、「日本銀行業務局」と読み替える。
- 業務局 (統轄店経由) から送付を受けた受領書は、送付内訳表原符に添付して保管(保管期間1年) する。

- 252⑦を横線のとおり改める。
 - 書などの受理
- ⑦国債証券類受付 │○ 統轄店から国債証券類受付書の日本銀行業務オンラインによ る送付または窓口における交付(支払済証券類等を窓口に提出し た場合のみ)を受けたときは、これを送付内訳表原符に添付する。
 - * 統轄店経由で送付を受けた支払済証券類等は、業務局が内容を調査 確認したうえ支払済証券類受領書などを書面により送付(統轄店経由) するのでが、支払済証券類等を統轄店で受付けた旨を連絡するため、 取あえず<u>統轄店が国債証券類</u>受付書を<u>の</u>交付<u>などを</u>する。

ſ 略(不変) ſ

○ 業務局(統轄店経由)から支払済証券類受領書などの送付を受 けたときは、送付内訳表原符に添付して保管(保管期間1年)す る。

○ 530①および④の 交付・廃棄通知の例示 を次のとおり改める (全面改正)。

交付・廃棄通知の例示

2022年11月30日

国債元利金支払取扱店 御中

日本銀行○○支店

○○○国庫債券の見本証券交付に関する件

貴店備付用として、標記見本証券を下記のとおり送付しますので通知します。

ついては、「国債元利金支払取扱店事務取扱手続(在日外国銀行等用)・530 見本国債証券類の取扱」により貴店備付用見本としてご利用ください。

統轄店から、書面により見本 とともに送付される。

記

○○○国庫債券 い号 10万円券 1枚

以上

2022年11月15日

国債元利金支払取扱店 御中

日本銀行○○支店

見本証券の廃棄に関する件

統轄店から、日本銀行業務オ ンラインにより送付される。

貴店備付けの見本国債証券類のうち下記見本国債証券については、同国債の消滅時効完成に伴い不用となりましたので「国債元利金支払取扱店事務取扱手続(在日外国銀行等用)・530 見本国債証券類の取扱」に基づき廃棄されたく通知します。

記

○○国庫債券 第○回

10,000,000円券 1,000,000円券 100,000円券 50,000円券

以上

● 受入・廃棄手続完了後随時廃棄

○ 530④ (例示を除く。) を横線のとおり改める。

④廃棄

○ 保管中の見本について統轄店から廃棄通知を<u>日本銀行業務オ</u> <u>ンラインにより</u>受けたときは

以下略 (不変)

移行措置

○ 国債元利金支払取扱店が「国債元利金受払報告表」(「国債元利金支払取扱店事務取扱手続(在日外国銀行等用)」書式No.400)および「国債元利支払金領収証書」(「国債元利金支払取扱店事務取扱手続(在日外国銀行等用)」書式No.401)を本年11月1日または本年11月2日に日本銀行に提出する場合には、従前のとおり、手形交換所経由による提出方法をとることができる。